



電子取引制度とIT 導入補助金について

令和3年12月に公表された令和4年度税制改正大綱により電子取引制度の義務化について2年間の猶予期間が設けられました。是非この期間を利用して電子取引制度に対応できる準備を進めていきましょう！！

電子取引制度とは？

電子取引とは電子メールやWebサイトといった電磁的方式により取引情報の授受を行う取引のことを指します。メールによる請求書のやり取り、EDI取引、Webからダウンロードしたカード明細などが該当します。

令和6年1月より電子取引データの紙保存が廃止され一定の要件を満たした電磁的記録の保存が必要になります。

具体的な保存方法について

① システムで保存を検討の場合

事前に会計システム会社に電子取引制度に対応したシステムが改修されているかどうか確認する必要があります。また、既存のシステムでは対応できない場合は別途会計システムと連携する必要があるかもしれません。

② 社内フォルダ等で保存を検討の場合

一定の要件を満たしたPDF等を任意のフォルダを作成して自社で管理する必要があります。ただし正確に保存要件を満たす必要があるため事務負担が大きくなる可能性があります。



会計システム購入費用がIT 導入補助金の対象になります！！

IT導入補助金とはITツールの導入にかかる費用を一部助成する小規模事業者や中小企業を対象とした制度です。新たに会計ソフト等に補助対象を特化し補助率が引き上げられた【デジタル化基盤導入枠】が新設されました。会計ソフトを導入する場合に限り、パソコンやレジ等のハードウェア購入費用も補助対象に追加できます。交付申請にあたって8次締切分までのスケジュールが公表されています。

参考【IT 導入補助金の種類】

	A類型（通常枠）	B類型（通常枠）	デジタル化基盤導入類型	
補助対象・経費区分	ソフトウェア購入費・クラウド利用料（最大1年分補助）・導入関連費等		ソフトウェア購入費・クラウド利用料（最大2年分補助）・導入関連費等	
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内
補助上限・下限額	30万円～150万円未満	150万円～450万円以下	5万円～50万円以下	50万円超～350万円
主な補助対象	ソフトウェア（単体）	ソフトウェア（複数機能必須）	会計・受発注・決済・ECのみ（50万円超申請の場合は2機能以上必要）	

参考【スケジュール※8次締切分の場合】

締切日	交付決定日	事業実施期間	事業実績報告期限
8月8日（月）17：00（予定）	9月8日（木）（予定）	交付決定～2023年3月31日（金）17：00	2023年3月31日（金）17：00

～まとめ～ IT補助金の申請に関してはIT導入支援事業者への依頼が必要になります。交付申請を検討されている方は是非一度、現在使用中の会計ソフトのシステム会社へお問い合わせください。

※ 内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。（担当：岸田）